

### 練習問題

国際連盟規約を読み、以下の間に答えよ。

1. 連盟加盟国が戦争に訴えることが許される場合を全て挙げよ。
2. 紛争が発生してから 16 条 2 項の軍事的強制措置に至るまでの手続の流れを説明せよ。
3. 講義資料に用いた [1938 年 9 月 30 日理事会議長報告](#) では、16 条 (および 17 条 3 項) の適用条件が充足されているかどうかについては“it is for the Members of the League to appreciate”と述べられている。その条文上の根拠 (具体的な文言) を示せ。